平成２２年（フ）第２０８号
奈良県桜井市外山301－２東田住宅西棟南２号室、申立時の住所奈良県宇陀市菟田野区駒帰477－３、住民票上の住所奈良県宇陀市大宇陀区芝生252番地
債務者　仲谷　孝文
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
奈良県香芝市下田西３丁目６番６－203号川西アパート
債務者　若林　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷1286番地４
債務者　新澤　俊之
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１Ｂ－206、前住所奈良県天理市庵治町265番地２
債務者　北口　　尚
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
奈良県橿原市南八木町３丁目３番27号
債務者　川路　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
奈良県橿原市五条野町372番地の１
債務者　髙田　文代
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
三重県志摩市志摩町布施田2098番地
債務者　北井栄美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２７８号
群馬県前橋市岩神町１丁目14番９号
破産者　有限会社丸研工業
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第４１８号
長崎県佐世保市江迎町三浦76番地３
破産者　九州道路株式会社
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５５１号
札幌市清田区清田６条４丁目10番１号
破産者　山本聖二こと　曺　　石南
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６号
千葉県夷隅郡大多喜町筒森695番の２・700番合併地、開始決定時の住所千葉県市原市柏橋215番地210
破産者　永島　政道
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９６号
千葉市美浜区打瀬３丁目６番地　ミラマール３番館906号
破産者　栗原　光男
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９７号
千葉市美浜区打瀬３丁目６番地　ミラマール３番館906号
破産者　栗原　史子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４７号
千葉県八千代市桑橋231番地
破産者　特定非営利活動法人ふくし村
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６００号
奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕65番地の１
破産者　有限会社津島組
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０２７号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番１－710号
破産者　佐々木美智子
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６２８号
仙台市青葉区落合１丁目19番５号
破産者　株式会社大地社
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
茨城県石岡市北府中１丁目５番55号
破産者　有限会社オーエヌアイ企画
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９６号
千葉県船橋市二子町576番地１　不二越中山社宅
破産者　鈴木　弘一
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９８号
東京都板橋区三園１丁目31番19－306号　ライオンズガーデン西高島平
破産者　堀ノ内正義
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部